

| 番号 | 訂正箇所 | | 原 文 | 訂 正 文 |
|----|------|----|--|---|
| | ページ | 行 | | |
| 1 | 81 | 18 | <p>(17~20行目)</p> <p>裁判そのものに市民が参加する制度としては、司法制度改革の一環^{いっかん}として2009年に導入された裁判員制度がある。<u>20歳</u>以上の国民から選ばれた裁判員が、殺人など重大事件の第一審で、有罪か無罪か、また、どのくらいの刑罰にするのかを、裁判官とともに決める。そのほかに</p> | <p>裁判そのものに市民が参加する制度としては、司法制度改革の一環^{いっかん}として2009年に導入された裁判員制度がある。<u>18歳</u>以上の国民から選ばれた裁判員が、殺人など重大事件の第一審で、有罪か無罪か、また、どのくらいの刑罰にするのかを、裁判官とともに決める。そのほかに</p> |

| 番号 | 訂正箇所 | | 原 文 | 訂 正 文 |
|----|------|----|---|---|
| | ページ | 行 | | |
| 1 | 148 | 図1 | <p>Ⅰ労働基準法<small>おも</small>の主な内容</p> <p>労働契約 この法律の基準に達しない労働条件は無効として、本法の基準を適用する(第13条) 労働条件の明示(第15条) 解雇は30日以上前に予告する(第20条)</p> <p>賃金 女性であることを理由とする賃金差別の禁止(第4条) 通貨で、労働者に直接、全額、毎月1回以上、一定日に支払う(第24条) 時間外、休日、深夜労働については、割増賃金を支払う(第37条)</p> <p>労働時間・休日 労働時間は1週につき40時間以内、1日につき8時間以内とする(第32条) 労働時間6時間以上で45分以上、8時間以上で1時間以上の休憩を与える(第34条) 毎週、少なくとも1回の休日を与える(第35条) 6か月以上の継続勤務で、10日の有給休暇を与える(第39条)</p> | <p>Ⅰ労働基準法<small>おも</small>の主な内容</p> <p>労働契約 この法律の基準に達しない労働条件は無効として、本法の基準を適用する(第13条) 労働条件の明示(第15条) 解雇は30日以上前に予告する(第20条)</p> <p>賃金 女性であることを理由とする賃金差別の禁止(第4条) 通貨で、労働者に直接、全額、毎月1回以上、一定日に支払う(第24条) 時間外、休日、深夜労働については、割増賃金を支払う(第37条)</p> <p>労働時間・休日 労働時間は1週につき40時間以内、1日につき8時間以内とする(第32条) 労働時間6時間超で45分以上、8時間超で1時間以上の休憩を与える(第34条) 毎週、少なくとも1回の休日を与える(第35条) 6か月以上の継続勤務で、10日の有給休暇を与える(第39条)</p> |